

## 【社宅代行サービス】緊急事態宣言解除に伴う弊社対応について

過日、政府による新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる緊急事態宣言が解除されました。

弊社では新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた対応として、原則として在宅勤務を実施させて頂いており、この期間を政府の緊急事態宣言解除までとさせて頂いておりましたが、二次感染リスクの危険性を勘案し、弊社対応の実施期間を延長させて頂いております。

実施期間につきましては、状況を見ながら、事態が収束し、対策の緊急性・重要性がないと判断できるまでとさせて頂きたく存じます。在宅勤務期間中も社宅管理業務は滞りなく対応させて頂きたく存じます。諸般の事情をご理解のうえ、弊社対応方針にご協力の程お願い申し上げます。

### 記

在宅勤務期間解除までの間は下記まで、メールでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

・新規社宅契約、更新手続きに関するお問い合わせ ⇒ [shataku-jrc@lixil-realty.co.jp](mailto:shataku-jrc@lixil-realty.co.jp)

・退去、解約精算に関するお問い合わせ ⇒ [kaiyaku-jsr@lixil-realty.co.jp](mailto:kaiyaku-jsr@lixil-realty.co.jp)

・その他のお問い合わせ ⇒ [shataku-jrc@lixil-realty.co.jp](mailto:shataku-jrc@lixil-realty.co.jp)

なお、各担当がお分かりになる場合は、各担当者宛に直接お問い合わせください。

今後、情勢と政府方針等により対応を変更する場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。